

## 現地調査先候補リスト [都市内分権]

(都市自治制度研究会)

都道府県	自治体名	都市制度	人口	面積	合併の状況 (1999年以降)	概要	
			(万人)	(km <sup>2</sup> )			
1	愛知県	豊田市	中核市	42.2	918.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005.4.1 4町2村を編入合併</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>地域自治区の設置</b>】市内に12の地域自治区（一般制度）を設置するとともに、地域自治区に「支所」（地域自治区事務所）及び概ね中学校区を単位とする1以上の「地域会議」（地域協議会）、地域自治区内の地域会議の「代表者会議」を設置。</li> <li>・【<b>わくわく事業</b>】年間500万円を上限として、市民活動団体等の事業に対して地域会議の公開審査を通じて補助金を支給する「わくわく事業」を実施。</li> <li>・【<b>地域予算提案事業</b>】年間2000万円を上限として、地域会議に予算提案権を付与し、地域課題を解決するための市の事業に対する地域会議の提案を予算に反映する「地域予算提案事業」を実施。</li> </ul>
2	宮崎県	宮崎市	中核市	40.4	644.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2006.1.1 3町を編入合併</li> <li>・2010.3.23 1町を編入合併</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>地域自治区・合併特例区の設置</b>】旧宮崎市域に17の地域自治区（一般制度）、佐土原、田野、高岡、清武の旧4町域に合併特例区（3地域は設置期限経過に伴い地域自治区に移行）を設置。地域自治区事務所については、旧宮崎市の本庁所管地域に「地域事務所」（窓口業務）、旧宮崎市の支所設置地域に「地域センター」（住民係と振興係の2係体制）、旧町域に「総合支所」（地域総務課、市民福祉課、農林水産課、建設課の4課体制）を設置。</li> <li>・【<b>地域まちづくり推進委員会</b>】地域活動の実践組織として、小・中学校区ごとに地域まちづくり推進委員会を設立するための補助を実施。</li> <li>・【<b>地域コミュニティ活動交付金</b>】地域まちづくり推進委員会が事業計画・予算案を作成して、市に交付申請することで、市から各年度の「各年度の地域コミュニティ活動交付金」を支給。</li> </ul>
3	三重県	伊賀市	一般市	9.7	558.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004.3.11.1市3町2村の新設合併</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>地域自治協議会</b>】地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、自治会の単位でできない事や、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として「地域自治協議会」を設置。</li> <li>・【<b>地域包括交付金制度</b>】地域へ支出していた補助金や委託料などを包括交付金として住民自治協議会へ交付する「地域包括交付金制度」を創設。</li> <li>・【<b>住民自治協議会担当職員制度</b>】住民自治協議会の運営と地域まちづくり計画による住民の主体的な活動を支援するため、本庁（市民活動推進課）及び各支所に「地域担当職員」を設置。</li> </ul>
4	静岡県	浜松市	政令市	81.2	1558.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005.7.1 2市8町1村を編入合併</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>行政区の設置</b>】政令指定都市以降に伴い、各行政区に区協議会を設置。その後、「合併時の未調整事務事業の調整」が概ね終了したことを理由に、12の地域自治区を廃止。</li> <li>・【<b>行政区の再編</b>】区役所の機能を「市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能行政」「市民と施政をしっかりとつないでいく機能」「市民との協働により、まちづくりを推進する機能」と位置づけ、機能発揮を図る。その後、2013年行財政改革推進審議会から行政区再編の提言を受け、現在区の再編に向けて検討中。</li> <li>・【<b>がんばる地域応援事業</b>】地域に対する各種補助金を区ごとに統合（中、東、西、南区：2000万円、北、浜北、天竜区：3000万円）し、市民提案を募集し、区協議会の意見を踏まえて補助金を支出する「がんばる地域応援事業」を創設。</li> </ul>
5	東京都	世田谷区	特別区	86.2	58.1	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>地域行政の三層構造</b>】地域の行政拠点として「総合支所」、区民に身近な拠点として「出張所・まちづくりセンター」を設置し、本庁は全区的な統括を担う「三層構造」の地域行政制度を整備。</li> <li>・【<b>総合支所への分権</b>】総合支所に地域振興課、生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、街づくり課を設置し、対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務等の権限を移譲。</li> <li>・【<b>身近なまちづくり推進協議会</b>】1995年から、当時の出張所（27か所）ごとに区長の委嘱を受けた委員によって構成される「身近なまちづくり推進協議会」を設置し、行政と協力しながら、健康増進や放置自転車対策等の身近な問題の解決に向けた取組みを展開。</li> </ul>